

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）

1 交付金（地方創生先行型）の目的

平成 26 年 12 月 27 日に閣議決定された「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」において、具体的施策のひとつとして「まち・ひと・しごとの創生に向けた総合戦略の先行的実施」が位置付けられ、地方公共団体による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等の実施に対して国が支援することを目的として「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」（地方創生先行型）が創設された。

2 対象となる事業

- ・地方版総合戦略及び人口ビジョンの策定
 - ・地方版総合戦略に関する施策のうち、先行的に実施する事業
- ※上記については、平成 26 年 12 月 27 日以降に予算化された事業であること

3 実施事業

別紙 1 「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）に係る実施事業」

別紙 2 「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画概要」 を参照

4 交付限度額（基礎交付分）

58,361 千円

5 主な留意点

- ・実施する事業ごとに客観的な重要業績評価指標（KPI）の設定が必要。KPIは、事業目的に照らして実現すべき成果（アウトカム）に係る指標を設定することを原則とする。ただし、その設定が困難な場合には行政活動そのものの結果（アウトプット）に係る指標を設定することも差し支えない。
- ・公共事業等のハード事業や備品購入への充当は原則不可。ただし、ソフト事業と併せて実施することで、重要業績評価指標等の十分な向上が見込まれる場合は対象とする。